

欧州連合（E U）との経済連携協定（日E U・E P A）及び  
環太平洋パートナーシップ協定（T P P 1 1）の発効に向け、  
農林水産業振興のための万全の対策を求める意見書

国は、昨年、欧州連合（E U）との経済連携協定（以下「日E U・E P A」という。）と米国を除く11か国の新たな環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P 1 1」という。）について、平成31年の発効が予定どおり実現すれば、13兆円規模の経済効果が見込めるとともに、約75万人の雇用が創出されるなどの試算を発表した。この効果により、国内総生産が約2.5%押し上げられることが見込まれることから、日E U・E P AとT P P 1 1の発効は、人口減少の厳しい時代に突入し、経済成長率が1%台と低成長が続いている我が国の経済を力強く牽引するものとして大いに期待されている。

一方で、国内の農林水産業に与える影響として、安価な輸入品が増加することにより、生産額が最大で約2,600億円減少する可能性があり、復興と再生の途上にある当県の農林水産業に与える影響も大きいものと考えられることから、県内の農林水産業従事者や関係団体からは、経営に対する悪影響や営農意欲の減退などについて不安の声が上がっている。また、海外との競争激化が鮮明になっている今、農林水産業の経営安定や競争力の強化など、足腰の強い農林水産業の実現が求められている。

よって、国においては、日E U・E P AとT P P 1 1の発効に向け、地域経済等への影響を把握し、国民に対して十分な情報提供を行うとともに、農林水産業振興のため、国の責任において、経営安定対策の充実強化はもとより生産性向上策や担い手確保策を実施するなど、万全の対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣  
財 務 大 臣 宛 て  
農 林 水 産 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
経 済 再 生 担 当 大 臣

福島県議会議長 吉 田 栄 光